

【参考】

栃木県私立高等学校等の通信制課程の設置等に係る認可審査基準第8条関連 準用規定

栃木県学校法人設立等認可審査基準（平成6年9月30日）（抄）

（資産等）

第2条 学校法人は、その設置する高等学校等に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金（以下「基本財産」という。）並びにその設置する高等学校等を経営するために必要な財産（以下「運用財産」という。）を有しなければならない。

2 基本財産のうち、施設及び設備の種類及び範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）校地

校舎等建物敷地、運動場その他教育上必要な土地とし、その面積は高等学校等の設置認可基準（以下「設置基準」という。）の面積とする。

（2）校舎

教育上必要な校舎等建物とし、その面積は高等学校等の設置基準の面積とする。数種の高等学校等を併せ設置する法人にあっては、それぞれの設置基準面積の和とする。

ただし、教育上支障のない程度において共用を妨げない。

（3）校具

教育上必要な机、腰掛等

（4）教具

教育上必要な機械、器具、図書、標本、模型等

3 施設及び設備は、原則として負担附（担保に供されている等）又は借用のものでないこと。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実と認められる場合はこの限りでない。（後略）

4 校地を借用とする場合には、国、地方公共団体、公社及び公団からの借用を除き、借用期間が20年以上で、借用について原則として地上権若しくは賃借権の設定登記又は公正証書が作成されていなければならない。（後略）

5 （略）

6 校舎及び設備を年次計画で整備するときは、当該高等学校等の教育上支障のない年次計画により整備されるものであること。

7 校地は、開設時までに教育上支障のないよう整備されるものであること。

8 施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）の財源は、寄附金をもって充てるものとし、原則として借入金その他の負債を充ててはならない。ただし、国、県及び市町村の施設整備費補助金額に相当する未払金については、この限りではない。

9 設置経費の財源に充てる寄附金については、寄附能力のない者の寄附金、寄附者が借

入金により調達した寄附金などについては算入しないものとすること。

- 10 入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金その他設置経費の財源として適當と認められない寄附金は、設置経費の財源に算入しないものとすること。
- 11 (略)
- 12 寄附行為において、解散後の残余財産の帰属は、原則として地方公共団体又は他の学校法人のうちから選定される旨の規定をすること。
- 13 運用財産は、高等学校等の種類及び規模に応じて確実な財源があるものでなければならない。
- 14 運用財産のうち現金は年間経常部予算の1／4以上に相当する額を保有しなければならない。
- 15 完成年度までの各年度の経常経費の財源については、学生納付金、寄附金、資産運用収入その他確実な計画による資金をもって充てるものとし、原則として、借入金を充てるものでないこと。